

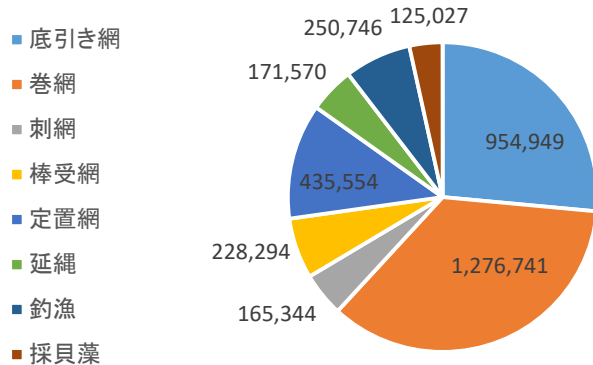
定置漁業の現状と課題

(1) 漁業生産の概要

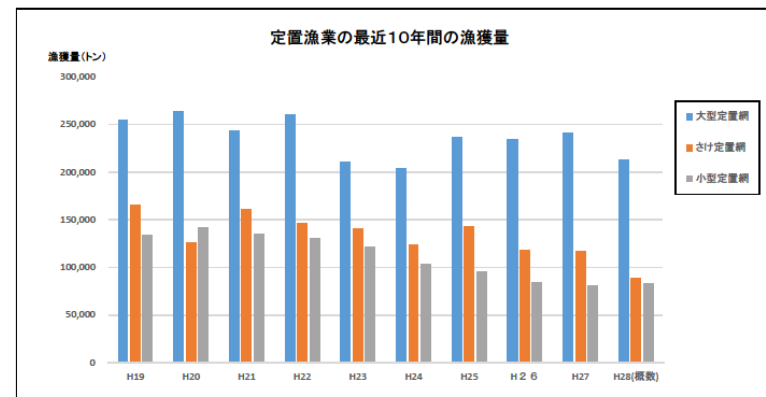
- 年間水揚数量は43.9万トン
- 海面漁業における年間漁獲量(373.8万トン)の11.7%
- 漁業種別漁獲量では3番目
- 沿岸漁業に占める割合は、平成初期30%、平成20年代40%
- 漁獲量は減少傾向ながら一定水準維持
- 生産額は1.480億円 (H18年度以降は生産金額の公表データなし)

(水産庁H26年度資料)

H26 漁業種別別 漁獲量



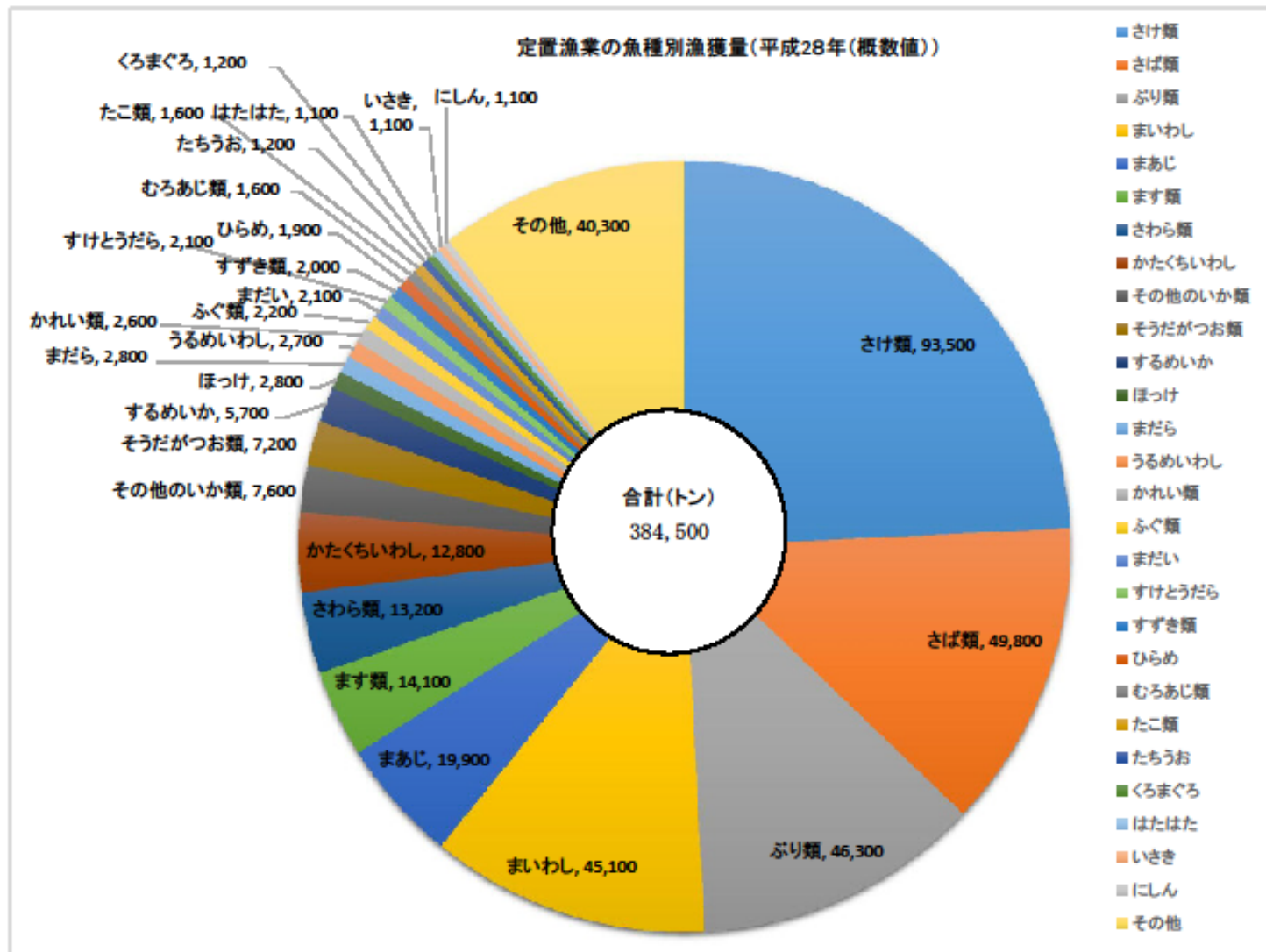
漁獲量推移



日本定置漁業協会資料

魚種別漁獲量 漁獲量上位27種(89.5%)

日本定置漁業協会H28年度



漁獲金額では魚種の割合異なるが公表データなし

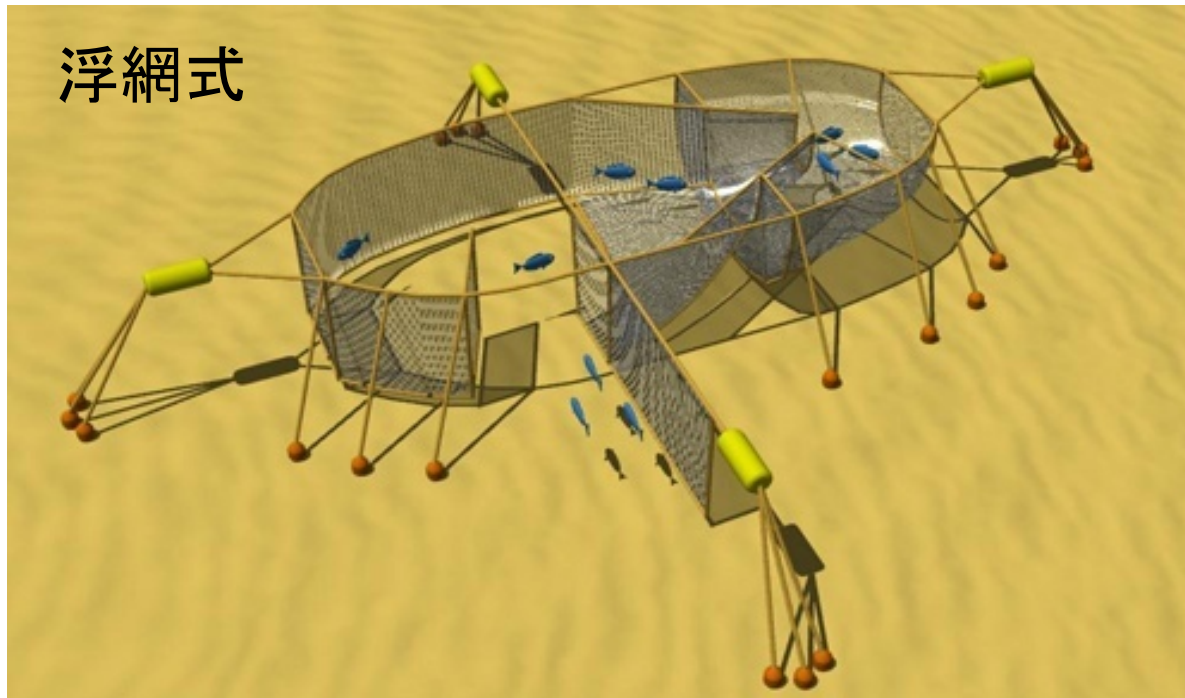
(2) 定置網の概要

- 定められた海域に一定期間、または周年において、漁具を常設し漁獲活動を行う
- 一漁獲操作中、漁具を移動させずに魚群を自動的に収容する漁具(固定漁具)を用いる。
対照的に巻網やトロールのように常に移動し積極的に魚群に働きかける漁具を(運用漁具)
- 漁具至近を回遊する魚類だけを漁獲対象とする受動的な漁業
- 単純構造で内部への進入や排出が容易
- 潮流等の海況に大きく影響
- 魚種の選択的な漁獲活動が困難

(3) 漁具の構造

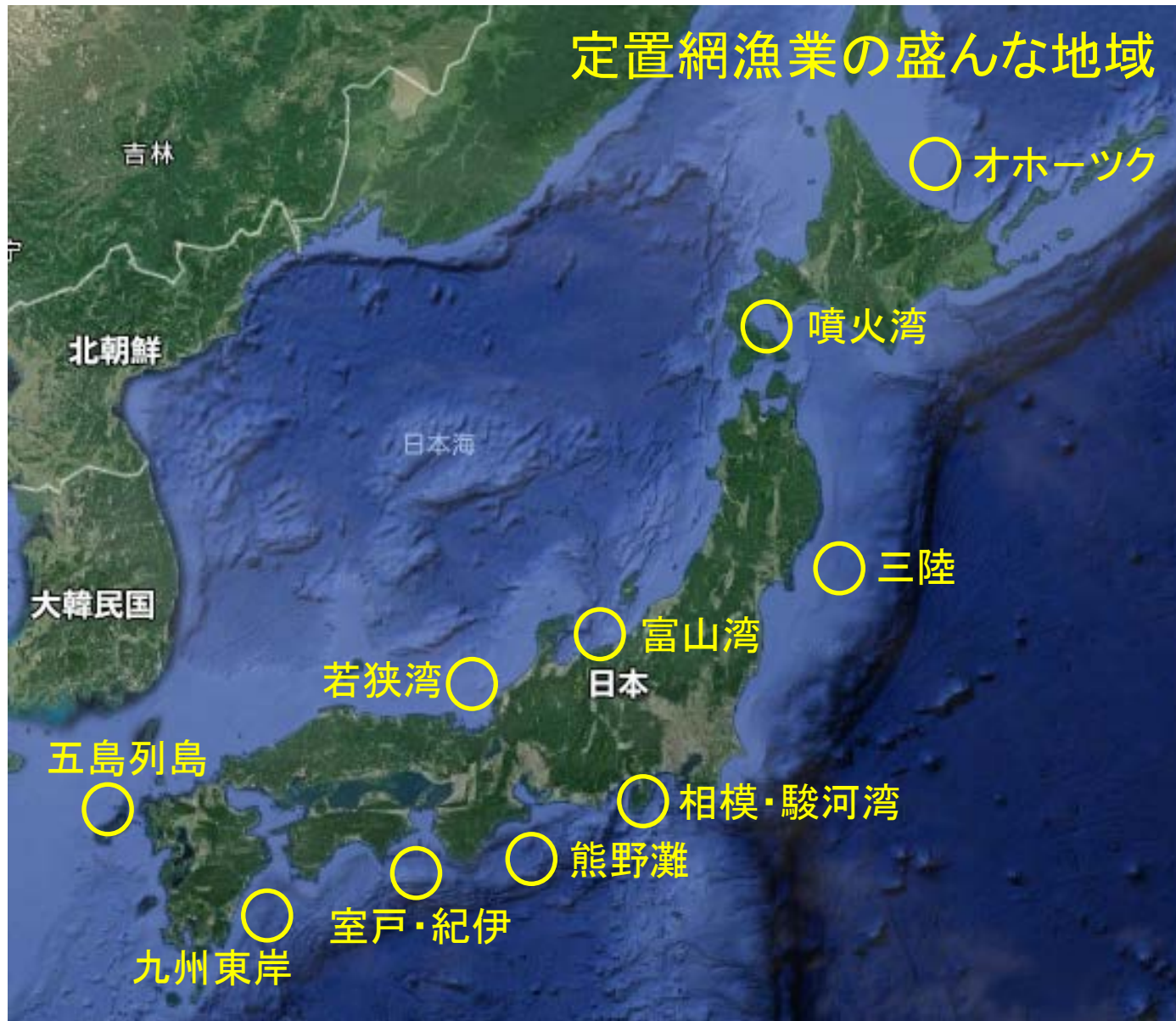
- 落とし網は四部構造が基本形

| | | |
|------|-------|------------|
| 垣網部 | ----- | 魚群の移動を遮断誘導 |
| 運動場部 | ----- | 一時的に囲い込み滞留 |
| 登り網部 | ----- | 遊泳範囲を限定し誘導 |
| 箱網部 | ----- | 最終的に魚群を保管 |



- 基本構造は大正末期に出現した落とし網から理論上の変化なし、地域性による特徴は現在では薄れる

(4) 全国の定置漁場



(5) 定置漁場の要件

好漁場の要件

- 魚類の回遊量が多く、魚種が豊富
- 深海が沿岸域まで入り込んだ急深な海域に隣接
- 波浪や潮流の影響を受けにくい穏やかな湾口に位置

経営的な要件

- 漁村集落から至近距離で、安定した生産活動が可能
- 漁港施設、水揚市場等のインフラの充実
- 漁業従事者が地元地域に存在
- 漁獲物の流通、加工、輸送の処理業者が存在
- 漁場運営における経費負担が少ない
- 漁業権の長期的な取得

(6) 漁業の許可形態

- 都道府県知事免許による漁業権漁業
- 定置漁業権免許数は1.650で、漁業権者数1.047

(日本定置漁業協会H25年度)

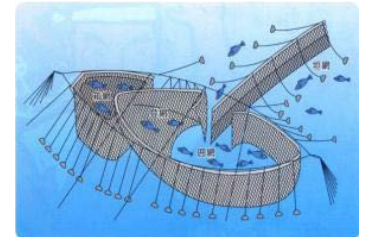
○漁業権とは

「一定の水面において、特定の漁業を一定の期間、排他的に営む権利」(通常、岸から3～5kmまで)

○漁業権は、次の3種類

①定置漁業権(存続期間:5年)例:ぶり定置網、さけ定置網

- ・漁具を定置して営む漁業で身網の設置水深が27m以上(以深)のものを営む権利。
- ・北海道において、さけを主たる漁獲物とするもの。
- ・都道府県ごとに保護区域が指示される。



②区画漁業権(存続期間:5年又は10年)例:かき養殖、魚類小割り式養殖、真珠養殖
一定の区域において養殖業を営む権利。

このうち、藻類養殖や魚類小割り式養殖など5種類の区画漁業権(特定区画漁業権)は、地元漁協による管理を優先して免許する仕組み



③共同漁業権(存続期間10年)例:あわび、さざえ、うに漁業
一定の水面を地元漁民が共同に利用して漁業を営む権利。
漁業権を管理する地元漁協にのみ免許。



トサカノリ アワビ ウニイセエビ

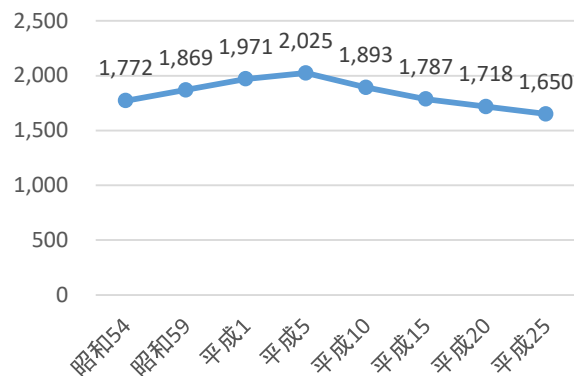
(7) 定置漁業権数

海区別定置漁業権数の推移

(日本定置漁業協会)

| 海区 | 昭和54年度 | 昭和59年度 | 平成1年度 | 平成5年度 | 平成10年度 | 平成15年度 | 平成20年度 | 平成25年度 |
|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| | 第6次 | 第7次 | 第8次 | 第9次 | 第10次 | 第11次 | 第12次 | 第13次 |
| 北海道日本海 | 262 | 266 | 359 | 482 | 477 | 440 | 430 | 411 |
| 北海道太平洋 | 522 | 602 | 623 | 616 | 564 | 555 | 535 | 531 |
| 日本海北 | 160 | 166 | 164 | 148 | 148 | 147 | 145 | 140 |
| 日本海西 | 293 | 315 | 304 | 286 | 237 | 211 | 186 | 178 |
| 太平洋北 | 157 | 150 | 166 | 153 | 151 | 144 | 141 | 129 |
| 太平洋中 | 148 | 149 | 128 | 116 | 109 | 103 | 93 | 87 |
| 太平洋南 | 106 | 97 | 96 | 91 | 87 | 73 | 71 | 64 |
| 東シナ海 | 124 | 124 | 131 | 133 | 120 | 114 | 117 | 110 |
| 合計 | 1,772 | 1,869 | 1,971 | 2,025 | 1,893 | 1,787 | 1,718 | 1,650 |

- ・ 平成1年、5年の大幅増加は共同漁業権内の小型定置が定置漁業権に移行
- ・ 平成5年度から20年間で19%減少
- ・ 日本海西区は43%減少で、西日本で減少傾向
- ・ 北海道が全体の57%(サケ定置が多数)



(8) 所有形態

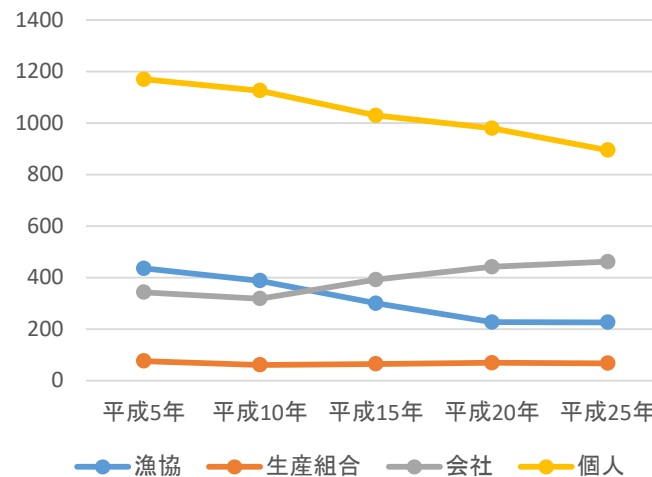
所有形態別(単独・共有)漁業権数の推移

| 年度 | 漁協 | | 生産組合 | | 会社 | | 個人 | | 合計 |
|-------|-----|-----|------|----|-----|----|-----|-----|-------|
| | 単独 | 共有 | 単独 | 共有 | 単独 | 共有 | 単独 | 共有 | |
| 平成5年 | 263 | 173 | 73 | 3 | 299 | 44 | 393 | 777 | 2,025 |
| 平成10年 | 194 | 194 | 58 | 3 | 271 | 47 | 372 | 754 | 1,893 |
| 平成15年 | 169 | 131 | 63 | 2 | 340 | 52 | 327 | 703 | 1,787 |
| 平成20年 | 140 | 87 | 67 | 2 | 398 | 44 | 336 | 644 | 1,718 |
| 平成25年 | 152 | 74 | 65 | 2 | 419 | 43 | 281 | 614 | 1,650 |

- ・ 漁協合併に伴い漁協所有が減少
- ・ 漁協自営から株式会社への移行は組合員全員の出資による方法
- ・ 株式会社の優先順位向上で個人所有が減少
- ・ 法人以外の社団が対象外となり会社所有が増加

漁協所有は岩手(70%)、宮城、長崎が多い
 会社経営は三重(57%)、京都、富山が多い
 個人所有は石川(57%)、富山が多い

所有者別漁業権数の推移



(9) 定置網経営の現状

- 経営不振
資源状態の悪化に伴う漁獲量の低下
魚価の低迷
漁業資材と燃油高騰による経費の増加
- 従事者不足
所得水準の低下
労働環境の悪化
- 閉鎖的環境
新規参入の障壁
漁獲技術進歩の遅延
事業の零細性の継続
- 補助金依存
設備の更新
漁獲共済
燃油補助

(10) 現行制度の課題

① 漁業権免許の優先順位

○定置漁業権の免許は、地元漁業者の多数が経営に参加し、利益を広く分配すること等を趣旨として、個人経営よりも地元漁業者による法人経営を優先。

○藻類養殖や魚類小割り式養殖等の養殖業(特定区画漁業権)の免許は、技術や資本の点で多数の漁業者が参入しやすい性格のため、これらの調整を図ること等を趣旨として、漁業権を管理する地元漁協を優先。

(水産庁HP資料)

| | |
|-------------|--------------------------------|
| <u>第1順位</u> | ・地元漁民の7割以上を含む法人(漁協自営漁業等) |
| ↓ | |
| <u>第2順位</u> | ・地元漁民の7人以上で構成される法人 |
| ↓ | |
| <u>第3順位</u> | ・第2順位、第3順位以外の漁業者及び漁業従事者(法人含む。) |
| ↓ | |
| <u>第4順位</u> | ・その他の者(新規参入者等) |

● 漁協優先の免許

漁協は優先して定置漁業権を取得することが可能で、漁業調整の過程で強力な権限を持ち、表面化しない取引や様々な名目(行使料、海面使用料、海賃)での対価性のない金銭の徴収が存在し、事業者の負担となっている

● 組織維持が目的

漁協経営の定置網は漁業者の雇用確保や所得安定の目的ではなく、漁協組織温存の為の資金源となっている。また経営する定置網と利害関係にある漁法を排斥するなど組合員の減収を招くことも。

② 漁業権漁業

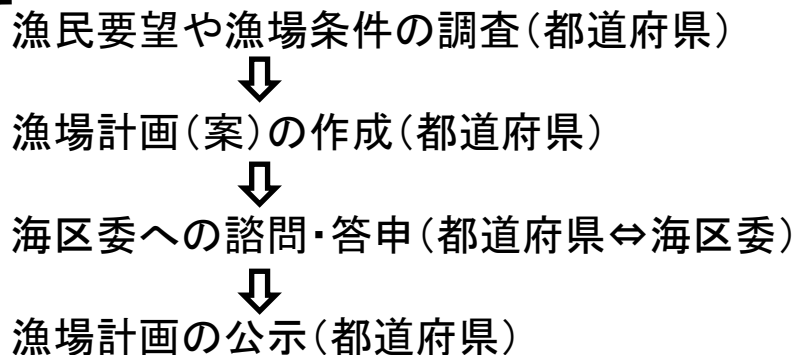
漁業権設定までの流れ

(水産庁HP資料)

○都道府県知事は、漁業権を設定する場合、まず、免許の内容(漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期等)を定め、海区漁業調整委員会(以下「海区委」という。)の意見を聴き、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間等を定めて公示(一般に「漁場計画の樹立」という)。

○公示後、漁業権設定希望者は都道府県知事に申請をし、都道府県知事は海区委の意見を聴き、適格性、優先順位を審査して免許。

免許の内容の事前決定



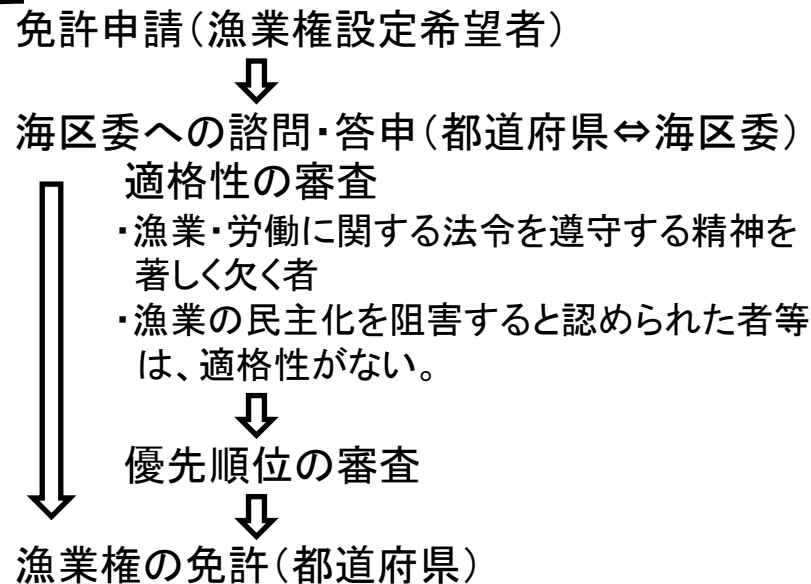
漁業調整

- 定置漁場の詳細な情報が一般公開されていない。新漁場の開拓や遊休漁場の利用など、海域の有効活用や新規参入者の受入れなどの窓口機能が整備されていない。

資源管理

- 漁業権の行使において漁獲データ等の報告義務はない。また統計を管理する具体的組織も設置されていないため、漁獲規制等の実効性を担保することは不可能である。

免許手続



- 漁業調整の現場では経済的な合理性が欠如した、当事者同士の合意形成に終始している。
- 海区調整委員会では委員の多くを漁協組合長など漁協系統役員が占めることで、公益性の欠如した漁協優先の政策となっている。